

取引バッジの交付に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市中央卸売市場業務規程施行規則(以下「規則」という。)第19条及び第23条に規定する取引バッジの交付に関する取扱を定めるものとする。

(着用の位置)

第2 規則第19条第2項に定める取引バッジの着用は、帽子の正面とし、他人が見て明確に識別しやすい位置とする。

(取引バッジの種別)

第3 取引バッジの種別は、次のとおりとする。

	青 果 部			水 産 物 部		
	番 号	台 色	文字色	番 号	台 色	文字色
仲卸業者	700 ~ 980	黄 緑	黒	1 ~ 99	白	黒
売買参加者	100 ~ 499	白	黒	100 ~ 999	白	黒

<注> 寸法 7.0 cm × 13.0 cm

(補助バッジ)

第4 仲卸業者及び売買参加者が、補助員を必要とする場合は、補助バッジ交付申請書に当該補助員の履歴書及び写真を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、市場取引に支障がないと認めるときは取引バッジを交付するものとする。

3 補助員に取引バッジを交付するときは、実費を徴収するものとする。

4 市長は、第2項の規定により交付する取引バッジが補助員に交付するものであることがわかるようにしなければならない。

第5 規則第19条第2項及び第3項並びに第2、第3及び第4の規定は、仲卸業者又は売買参加者の補助員の取引バッジの交付について準用する。

附 則

この要領は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。